

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案概要

1. 特定動物の追加について（動物愛護管理法施行令別表関係）

平成23年12月の「動物愛護管理のあり方検討報告書」において、「特定動物は非常に広範囲の分類群にまたがる野生動物種で構成されており、また人間に対する各指定種が持つ危険性（毒性、殺傷力等）の判断については専門性の極めて高い分野であるため、特定動物の範囲については、別途に各分野の有識者で構成される委員会等での議論が必要」とされたことを踏まえ、平成24年9月～11月に特定動物の見直し検討会を開催し、選定基準及び特定動物対象種の検討を行いました。検討会での検討結果と、過去の事故事例や日本国内における飼養実績等を勘案して、ボネリークマタカ他4種を追加します。

今回追加する動物（5種）

綱	目	科	種名
鳥綱	たか目	たか科	ボネリークマタカ
			ソウゲンワシ
			モモジロクマタカ
			サンショクウミワシ
			クマタカ

特定動物に指定されると、その動物を飼養又は保管を行おうとする者は、都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）の許可を受けなければならないこととなります。

2. その他

最新の知見に基づき分類等の変更及び別表の配列について所要の見直しを行います。

例：おまきざる科 アテリダ工科、アナコンダ オオアナコンダ（キイロアナコンダは特定動物に含まれない）、属・種の並び順を学名のアルファベット順にするなど。

併せて、追加指定を予定している動物（5種）の飼養又は保管の許可に関する経過措置や、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）において新たに定められた犬猫等販売業に関する経過措置を定めます。

3. スケジュール

公布 平成25年8月頃

施行 公布から半年程度後（追加した種の飼養又は保管の許可に係る部分）